

## 災害時要援護者名簿の提供について

日頃からの地域での支え合いの取組によって災害発生時に要援護者の安否確認・避難支援などが迅速に行われるよう、協定を締結している自治会・町内会へ名簿の提供を行っています。

今年度は、名簿の内容及び要援護者への同意確認方法に変更がありますのでお知らせいたします。

### 1 名簿の提供について（7月区連会でお知らせ済み）

28年12月現在の同意者全員を掲載した名簿を、2月の区連会で提供します。

なお、協定の文言変更のため、再度協定書への押印をお願いします。

<変更点>

	平成 27 年度	平成 28 年度
自治会・町内会に提供する名簿	<u>平成 27 年度に同意を得られた方のみ</u> 掲載	過去に同意を得られた方も含めて、 <u>同意者全員</u> を掲載 ※ 転出された方、亡くなられた方は名簿から削除します。 ⇒ お渡しする名簿が変更になることに伴い、 <u>改めて各自治会・町内会と協定書を締結</u>

### <参考>災害時要援護者

① 介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方 ア 要介護3以上の方 イ 一人暮らし高齢者、または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方 ウ 認知症のある方（要介護2以下で、認知症の日常生活自立度がⅡ以上の方）
② 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、難病患者
③ 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、身体障害者手帳1～3級の方
④ 療育手帳（愛の手帳）A1・A2の方

### 2 要援護者への同意確認方法について

#### (1) 同意確認の対象者

災害対策基本法改正以降（平成26年から平成27年）に同意された方を除くすべての対象者（過去に同意のなかった方を含む）に同意書（確認書）をお送りします。

<変更点>

	平成 27 年度	平成 28 年度
要援護者への同意書の送付	<u>平成 27 年度に対象になった方のみ</u> 、同意書（確認書）を送付	新規に対象となった方と過去に同意書（確認書）を送っている方で、同意のなかった方にも、 <u>改めて同意書（確認書）を送付</u>

(2) 掲載項目の充実

災害対策基本法改正に伴い名簿に記載する7項目が明記されたことを受け、改正以前（平成20年から平成25年）に同意をいただいていた方に対して、項目追加について確認をお願いします。

<現在>

今までの名簿の項目	
①	氏名
②	住所
③	年齢（生年）
④	電話番号

<今後>

平成29年以降の名簿の項目	
①	氏名
②	住所又は居所
③	生年月日
④	電話番号その他の連絡先
⑤	性別
⑥	避難支援等を必要とする事由 (介護等、障害等といった情報)
⑦	避難支援の実施に関し市長村長が必要と認める事項 (※)

新たに追加される項目

(※) 一部の方の緊急連絡先（ご家族の電話番号）などを想定しています。

3 今後のスケジュール

	要援護者	区役所	自治会・町内会
10月21日(金)		区連会で説明	
11月25日(金)	同意書の送付		
12月9日(金) (締め切り)	同意書の返送		
2月22日(水) (2月区連会) (※)	名簿の提供 及び 協定書の再締結		
(※) 単位町内会で協定を締結している場合には、2月末の地区連で地区担当からお渡しします。また、協定書の再締結も同時に実施します。			

担当 港北区高齢・障害支援課  
 廣瀬、佐藤、椋下  
 電話 045-540-2343  
 FAX 045-540-2396

■ 送付対象地区（協定を締結している地区）

・ 連合町内会

綱島地区連合自治会、大曾根自治会連合会、樽町連合町内会、師岡地区連合町内会  
大倉山地区連合町内会、城郷地区連合町内会、新羽町連合町内会、新吉田連合町内会  
新吉田あすなろ連合町内会

・ 単位町内会

【日吉地区】日吉本町東町会、日吉本町西町会、日吉町宮前自治会、下田町自治会、サンヴァリエ  
日吉自治会、コンフォール南日吉自治会、日吉第7コーポ自治会

【菊名地区】菊名北町町内会、錦が丘町内会、ふじ町内会、大倉山ハイム町内会

【篠原地区】菊名南町自治会、篠原西町自治会、仲手原自治会、仲手原南自治会（※）、篠原台町自治会、  
篠原東自治会（※）

【高田地区】高田町内会、高田西原自治会

（※）仲手原南自治会・篠原東自治会は情報共有方式のため、要援護者へ同意書（確認書）ではなく  
削除依頼書を送付します。



## 災害時要援護者名簿の自治会・町内会への提供について

※ 本文書は、平成 28 年 10 月に新たに災害時要援護者支援事業の対象（裏面参照）になられた方、及び、平成 27 年度以前に文書をお送りして同意のなかった方にお送りしています。

日頃から横浜市港北区行政の推進にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

港北区では、地震や水害などの大災害が発生した時に、自力で避難が困難で、手助けが必要な方の避難を、地域で支援する仕組みづくりを進めています。この取組を行うため、該当する方に、同意をいただいた上で名簿を作成し、個人情報（住所・氏名・生年月日・性別・電話番号・避難支援等を必要とする事由・その他必要な事項）を区役所から自治会・町内会へ提供しています。

### ～ 自治会・町内会へ提供する名簿のイメージ ～

氏名	住所	生年月日	性別	連絡先	介護	障害	その他必要な事項（※）
横浜 太郎	〇〇区	19XX/01/01	男	045-XXX-XXXX	○		
港 花子	〇〇区	19XX/12/31	女	—		○	

（※）一部の方の緊急連絡先（ご家族の電話番号）などを想定しています。

つきましては、あなた様の個人情報を自治会・町内会にお知らせしてよいかどうかを、別紙の「同意書（確認書）」に記載して港北区役所までご返送くださいますようお願いいたします。

（「同意しない」の場合は自治会・町内会へ個人情報はお知らせしません。）

平成 28 年 11 月 25 日 港北区長 横山 日出夫

## 同意書（確認書）の返送期限：12月9日（金）

### ■個人情報の提供（名簿の登録）に同意すると…

#### （1）平常時（地域による見守り支援）

- ① 自治会・町内会役員、民生委員等がご自宅を訪問し、見守りや声かけなどを行うことがあります。
- ② 地域防災拠点訓練等で安否確認などを行います。



支援に必要な  
個人情報の提供

自治会・町内会



・平常時の声かけ  
・災害時の安否確認、  
避難支援など



#### （2）災害発生時

- ① 隣近所や地域の方などが安否確認を行います。
- ② 必要に応じて地域防災拠点への避難支援などを行います。

※災害時に必ず助けがくることを保証するものではありません。

## ■個人情報提供先

ご住所の地域の連合町内会または自治会・町内会

※情報提供を行うにあたって、区と個人情報提供先は協定を締結しています。

## ■個人情報の取扱い

- ・同意書を提出した方には、自治会・町内会役員、民生委員等が訪問するなどし、支援に必要な事項を伺います。
- ・区から提供された個人情報を管理する者（情報管理者といいます。）及び個人情報を取り扱う者（情報取扱者といいます。）には、法律上の秘密保持義務があります。個人情報は災害に備えた日頃からの関係づくりのための活動にのみ使用し、本人の同意なく目的以外のことに使用しません。
- ・今回、「同意しない」と回答された方につきましても、後日、「同意する」に変更することは可能です。ご希望の場合は問合せ先までご連絡ください。

### 【災害時要援護者支援事業の対象者】

ご自宅で生活している方で、次の条件のいずれかに該当する方

① 介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方

ア 要介護3以上の方

イ 一人暮らし高齢者、または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方

ウ 認知症のある方（要介護2以下で、認知症の日常生活自立度がⅡ以上の方）

② 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、難病患者

③ 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、身体障害者手帳1～3級の方

④ 療育手帳（愛の手帳）A1・A2の方

※平成28年10月上旬時点の状況に基づきお送りしていますので、現在の状況と違う場合がありますので、ご了承ください。

### 【よくある質問】

Q1 必ず、同意しなければいけないのか。

A1 任意なので、必ずではありません。（災害の発生時や日常の見守り等、地域での支え合いの取組の一環でもあるので、特に支障がなければ同意をお願いします。）

Q2 現在、施設入所中だが、家に戻った場合は同意するに変更できるのか。

A2 『同意する』に変更は可能です。港北区役所にご連絡していただければ、再度、同意確認書をお送りします。

Q3 名簿の情報は自治会・町内会の誰が知ることになるのか。

A3 自治会・町内会長・役員、民生委員・児童委員等を想定しており、自治会・町内会から港北区役所に提出される情報管理者届・情報取扱者届に記載された方々です。なお、情報管理者・情報取扱者は個人情報の漏えい等を防止するため、年に一度「個人情報保護と活用に関する研修」を受講することになっています。

Q4 同意をすれば災害時に必ず誰かに助けがくるのか。

A4 この取組は、地域のみなさんによる助け合いによるもので、災害時に備えた日頃の関係づくりを目指すものです。同意をしたことにより、災害時に必ず助けがくるということをお約束するものではありません。ご自身でも災害に備えて、

・必要な物資を少なくとも3日分の備蓄

・災害時の避難先、緊急連絡先の確認

・防災訓練への参加

などの取組をしておくことが大切です。

＜問合せ先＞ 港北区役所 福祉保健センター 高齢・障害支援課

電話：540-2317 FAX：540-2396

(宛先)

〒×××-××××

横浜市港北区〇〇〇〇

港北 ミズキー 様

《住所》

《肩書》

《氏名》

【返送期限】

平成28年12月9日(金)

【問合せ先】

港北区高齢・障害支援課

電話：045-540-2317

FAX：045-540-2396

## 災害時要援護者名簿の提供についての同意書（確認書）

- 1 私は、災害時に備えた支援のために、次の2点について
- (1) 氏名、住所又は居所、生年月日、性別、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由の情報を、自治会・町内会等に提供すること
  - (2) 災害時の支援に必要な情報などをお伺いするため、自治会・町内会役員等の訪問を受けること

同意します

同意しません

【どちらかに (チェック) をしてください。】

- 2 1で「同意しません」に (チェック) した方のみお答えください。

【名簿登録に同意しない理由（該当する項目に (チェック) をしてください。）】

- 個人情報を提供したくないから
- 施設に入所、または病院に入院しているから
- 支援してくれる人がいるから
- 自力で避難できるから
- その他 ( )

平成 年 月 日

本人氏名 \_\_\_\_\_ (印) (本人自署の場合は、押印不要です)

本人住所 \_\_\_\_\_  
(宛先と異なる場合のみ記入)

電話番号 \_\_\_\_\_

※ 代理の方が記入した場合、どなたが記入したかご記入ください。

代理者氏名 \_\_\_\_\_ (続柄 )

代理者電話番号 \_\_\_\_\_

(1で同意した場合、この欄に記載された電話番号及び続柄は、自治会・町内会等に提供します。)





## 災害時要援護者名簿の掲載項目の変更について

※ 本文書は、平成 20 年～平成 25 年の間に、自治会・町内会へご自身の個人情報の提供について同意をいただいた方にお送りしています。

日頃から横浜市港北区行政の推進にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。  
港北区では、地震や水害などの大災害が発生した時に、自力で避難が困難で、手助けが必要な方の避難を、地域で支援する仕組みづくりを進める災害時要援護者支援事業を実施しています。

既に、あなた様には平成 20 年～平成 25 年の間に、個人情報の提供に同意をいただいております。「氏名」、「住所」、「年齢（生年）」、「電話番号」について、区役所から自治会・町内会に名簿を提供しています。

**平成 25 年 6 月に災害対策基本法の一部が改正され、名簿に記載する項目について明記されました。**

つきましては、現在、**自治会・町内会に提供している「氏名」、「住所」、「年齢」、「電話番号」に加え、「性別」、「避難支援等を必要とする事由」、「その他必要な事項」を追記し、7 項目を提供することになります**ので、ご連絡させていただきます。

<現在>

今までの名簿の項目
① 氏名
② 住所
③ 年齢（生年）
④ 電話番号

<今後>

平成 29 年以降の名簿の項目
① 氏名
② 住所又は居所
③ 生年月日
④ 電話番号その他の連絡先
⑤ 性別
⑥ 避難支援等を必要とする事由 (介護等、障害等といった情報)
⑦ 避難支援の実施に関し市長村長が必要と認める事項 (※)

新たに追加される項目

(※) 一部の方の緊急連絡先（ご家族の電話番号）などを想定しています。

なお、今後、**自治会・町内会に提供する名簿に「性別」、「避難支援等を必要とする事由」、「その他必要な事項」を掲載することを希望されない場合については**、別紙の確認書に記載のうえ、**12 月 9 日(金)まで**に港北区役所までお知らせくださいようお願いいたします。

お返事がない場合は、平成 29 年から自治会・町内会に提供する名簿に上記 7 項目を記載します。

平成 28 年 11 月 25 日 港北区長 横山 日出夫

<問合せ先> 港北区役所 福祉保健センター 高齢・障害支援課  
電話：540-2317 FAX：540-2396

## 災害時要援護者支援事業とは…

### ■名簿の登録に同意すると…

#### (1) 平常時（地域による見守り支援）

- ① 自治会・町内会役員、民生委員等がご自宅を訪問し、見守りや声かけなどを行うことがあります。
- ② 地域防災拠点訓練等で安否確認などを行います。



#### (2) 災害発生時

- ① 隣近所や地域の方などが安否確認を行います。
- ② 必要に応じて地域防災拠点への避難支援などを行います。

**※災害時に必ず助けがくることを保証するものではありません。**

### ■個人情報提供先

- ・ご住所の地域の連合町内会または自治会・町内会
- ※情報提供を行うにあたって、区と個人情報提供先は協定を締結しています。

### ■個人情報の取扱い

- ・同意書を提出した方には、自治会・町内会役員、民生委員等が訪問するなどし、支援に必要な事項を伺います。
- ・区から提供された個人情報を管理する者（情報管理者といいます。）及び個人情報を取り扱う者（情報取扱者といいます。）には、法律上の秘密保持義務があります。個人情報は災害に備えた日頃からの関係づくりのための活動にのみ使用し、本人の同意なく目的以外のことに使用しません。

#### 【災害時要援護者支援事業の対象者】

ご自宅で生活している方で、次の条件のいずれかに該当する方

- ① 介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方
  - ア 要介護3以上の方
  - イ 一人暮らし高齢者、または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方
  - ウ 認知症のある方（要介護2以下で、認知症の日常生活自立度がⅡ以上の方）
- ② 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、難病患者
- ③ 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、身体障害者手帳1～3級の方
- ④ 療育手帳（愛の手帳）A1・A2の方

※平成28年10月上旬時点の状況に基づきお送りしていますので、現在の状況と違う場合がありますので、ご了承ください。

(宛先)

〒×××-××××

横浜市港北区〇〇〇〇

港北 ミズキー 様

《住所》

《肩書》

《氏名》

【返送期限】

平成28年12月9日(金)

【問合せ先】

港北区高齢・障害支援課

電話：045-540-2317

FAX：045-540-2396

## 災害時要援護者名簿

### 掲載項目の変更に関する意向確認書

※ 区役所が自治会町内会に提供する名簿に、あなたの「性別」、「避難支援等を必要とする事由」、「その他必要な事項」を掲載することに、ご了解いただける方については、提出不要です。

私は、区役所が自治会町内会に提供する名簿に「性別」、「避難支援等を必要とする事由」、「その他必要な事項」を掲載することを、希望しません。

平成 年 月 日

本人氏名 \_\_\_\_\_ ㊟ (本人自署の場合は、押印不要です)

本人住所 \_\_\_\_\_  
(宛先と異なる場合のみ記入)

電話番号 \_\_\_\_\_

※ 代理の方が記入した場合、どなたが記入したかご記入ください。

代理者氏名 \_\_\_\_\_ (続柄 \_\_\_\_\_)

代理者電話番号 \_\_\_\_\_



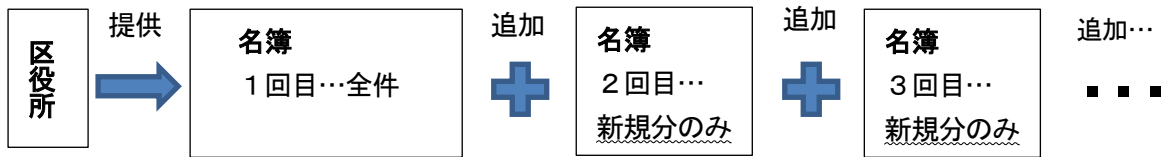
名簿が新しくなって  
使いやすくなります !!!

## 災害時要援護者支援事業における 名簿提供方法の見直しについて

### 1 趣旨

災害時要援護者支援事業において、日頃より御支援・御協力をいただいておりますが、区から提供している名簿の使い勝手について、さまざまな御意見をいただいております。改善方法について改善案をお示します。

### 2 現行の名簿提供方法の問題点



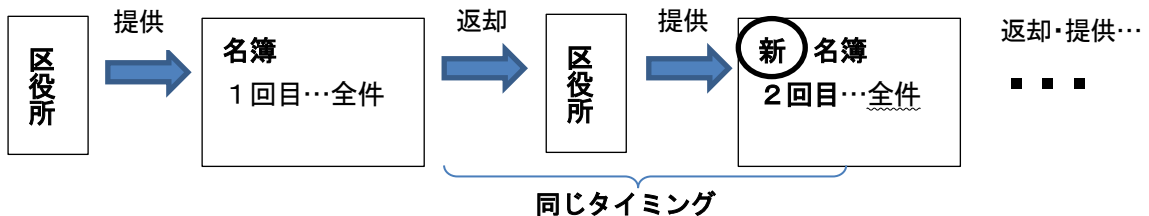
#### <現行>

- 1回目(協定締結時)… 全数(非同意者又は拒否者を除いた分)の名簿を提供
- 2回目以降… 新たに同意した方のみの名簿を提供(これまでに提供した方は含まない)

#### <問題点>

- ① 名簿の枚数が毎年増えて、管理しにくい
- ② 死亡者・転出者等が名簿に残ったままで使いにくい

### 3 見直し内容



#### <新しい名簿>

- ① 新規の要援護者のみならず、以前から名簿に載っている方も一緒に掲載されます。
- ② 死亡者・転出者等は削除されたものになります。

#### <必要な手続き>

あらためて協定を締結することが必要です。

### 4 名簿提供と協定締結の時期

今年度の名簿を提供する際(平成29年2月ごろ)に新しい協定を締結します。

### 5 今後の動き

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
				同意確認書 発送			協定締結 及び 名簿提供	

※ 協定未締結の地域についても、10月末までに協定を締結いただきますと、2月に名簿を提供します。

<参考> 協定第5条第2項

(現行)「区は、この協定が締結されている間、年1回、自主防災組織に対して情報を提供する。なお、2回目以降の提供については、前回に提供した情報から、新たに加わった者の情報を提供するものとする。」

(新しい協定案)「区は、この協定が締結されている間、年1回、自主防災組織に対して情報を提供する。なお、2回目以降の提供については、前回に提供した名簿(情報)を区に返却し、新しい名簿(情報)を提供するものとする。」

担当 港北区高齢・障害支援課 廣瀬、佐藤、棕下  
電話 045-540-2343、FAX 045-540-2396